

第1回～第4回分科会の論点概要

第1回分科会（7月30日）

- ・我々としては道州制が、県民にとってメリットがあるかどうか、検討する必要がある。
- ・三重県議会としては、県内の自治体をどうしていくのかということ踏まえながら考えていかないと、議論は進んでいかないんじゃないかなと思う。
- ・この検討会では、市町村合併がどうだったかという、検討もする必要がある。
- ・条例制定権の拡張強化の話とか、あるいは公選職のあり方の話とか、そこのところをかなり肉付けをして、三重県議会としての考え方をまとめて、全国議長会へ報告ができないか。
- ・道州制ありきということではなくって、道州制というものを描きながら、三重県としてプラスマイナスどういう形が良いのかということを持ってくという形だと思う。
- ・今であれば、経済だけでなく、国の方向性だけでなく、文化とか歴史とか、今後のあるべき姿とか、意見を出せる時期にあると思う。
- ・南北格差が激しい三重県は、29市町の自立を考えて育成するためには、29市町の集まりだけで、三重単独の州でも良いではないか。
- ・県民の皆さん方に道州制になればこうなりますよというのを、分かりやすいものを提供するの我々の役目かなと思う。

第2回分科会（9月3日）

- ・私たち地方議会が、一番地方の住民にとって良いシステムになるように明確に提言していくということの一翼を担っていく必要があるのではないかな。
- ・取るものはしっかりと取って、形を示した上で、（道州制に）移行すべきだというところの方向性を是非、この検討会で出せたい良いと考える。
- ・道州制について、国や経済団体からどんどんその方向性が出されて、県民の議論というものが殆ど無い内に、進められていこうとしているのではないかなという気があって、なかなか乗って議論ができない状況である。
- ・国のかたちの中、或いは、財源がどうのこうのと言う前に、今の三重県政という制度の中で、県民がどれだけメリット・デメリットがあるのか、道州制という大きな改革の中で、三重県民がそれによってどのようなメリット・デメリットがあるのかという、道州制の考えが、どう県民に働くのかということ自身を議論しなきゃいけないのかなと思う。
- ・道州制がもし無理やり敷かれたときに、三重県というのは、東海州か中部州の中の、過疎地域にならざるを得ないと、三重県に州都が来る可能性なんか全くありません。

第3回分科会（9月20日）

- ・地域に雇用をつくり地域が自立するというのが、これからの時代の新しい方向である。
- ・世界をみると日本ほど中央集権の国はなく、中央集権がどうやら行き詰まりつつある。
- ・海外と競争していけるような体制として道州制を挺子に、地域の自立を果たせるような分権・税財政上の制度改革を行ってはどうか。
- ・国はもう少し外交、防衛、司法、国家としての競争力を重視した政策などにやることを絞り込んで、質の高い政策立案・国家戦略を考えた方が良いのではないか。
- ・地方に仕事をしてもらおうのであれば、交付税ではなくて、地方税という形で財源を持って仕事をしてもらおうという体制がふさわしい。
- ・税財政の新しい分配の方法というのはどういうやり方が良いのか議論をしていく先に、道州制や基礎自治体の強化というものが出てくるのではないか。
- ・経団連の道州制導入後のイメージは、広域自治体は10ぐらい、基礎自治体が300から500ぐらいがベースとなる考え方である。
- ・道州制導入の意義のひとつは、現行の統治機構を根本から見直し、みんながさまざまな地域づくりに参加できるような体制をつくることである。
- ・道州制導入の意義のふたつめは、道州自らが政策をつくりあげて、それをベースにした事務を住民と一緒にやっていくこと、換言すれば、道州自らが地域を経営しその結果責任を負うということである。税財政面でも独自の税制、あるいは道州債の発行などによって重視すべきものは優先的に展開することで、その地域全体が活力を増す、付加価値を創造できる体制をつくっていく、それが活性化につながるのではないか。
- ・道州制導入によりできることは、ひとつには、個性ある地域づくり、分散型国土・経済構造の形成、国際競争力の向上が図られるとともに、域内の経済活動・交流というものを、より一層活発化できる。
- ・道州制導入によりできることの2つ目は、道州内のたくさんのある大学を、産業振興研究開発の拠点にしながら、産業クラスタを形成して雇用を拡大することである。
- ・道州制導入の意義は、ひとつめは、官と民、国と地方の役割を再構築し、それに加えて、地域コミュニティを活用しようということ。
- ・道州制導入の意義は、ふたつめは、国・地方を通じた行財政改革の実現により、二重・三重に行政が行われないようにすること、地方支分部局の廃止することで、道州に広域的な行政を一元化すること、公務員数、人件費の削減を国・地方を通じてやっていくこと、地域の意思決定に住民が関与して、住民自らが主体的に地域行政を進めていくことである。
- ・道州制導入の効果は、地域経済が全体的に底上げされて、地域間格差の縮小がなされ、東京一極集中の是正に寄与する。
- ・住民サービスにおいて、目の行き届かない方々、地域がないように、誰かが何らかの形で行政を行う体制（補完性の原則）をつくっていききたい。
- ・道州という非常に強力な広域的な枠組みができると、地域の産業とか社会政策は、道

州議会等が議論をして決めていくことではないか。

・地方の側から、地域の側から、我々はここまでできるというものを出示してもらえると、広域自治体である道州や、基礎自治体の役割というものが明確になって、残りが国であるという感じになっていくのではないかと思う。

・道州制導入を前提としてちょっと地域で、自分たちで絵をかいていただく、三重県も、周りの県の方々と一緒になって共同研究をしていただくということが必要ではないか。

・道州制だと言って都道府県を否定していったら、地域の声が出て行かない。

・道州制という広域的な強力な自治体、強い基礎自治体によって人材育成から、研究開発から、地域のインフラづくりから、自分たちの財源で、自分たちの手でやったらどうかと、明らかに社会のありようを根本から変えて、地域で何でも生み出していく、作り出していくというシステムを作るためには、道州制と基礎自治体の強化が必要なんじゃないかという結論で提言を書いた。

・地方税を潤沢にしていく方法が必要であり、消費税が一番偏在が少ないということを見ると、市町税も比較的体制的にできていますので、消費税のようなものを地方に潤沢に流していくというのは、まず一つの方法ではないかなと思う。

・権限の移譲と財源の移譲が同時に働かないと、道州制というのは本来の目指すべきところに行きづらいと思う。そのためには、国が絵を描くのではなく、地方からのボトムアップ的なものが大事だと思う。そうすると焦ってよりは、各界、各団体が、本当にあるべき姿のところを狙いながら、時には慎重に、時にはスピーディにやっていくことが、大事なかなと思う。

・今の体制では、日本はもう周回遅れどころか3周も4周も遅れてしまう。地域が主体となる体制を一日も早くつくるために、地域の側から国に言っていく体制をお手伝いしたいという気持ちがある。

第4回分科会（10月29日）

・28次地制調における道州制問題の審議というのは、27次地制調の「今後の地方自治制度のあり方」に関する答申の延長線でまとめられた。

・道州を地方自治体とするのであれば、最高裁判例によれば地方自治体は一定の区域の住民がつくるのであるから、最低限必要な必須条件として、その区域の住民たちの間に、自分たちの政府をつくるのだという意識が醸成されなければならない。

・道州制に移行する前に、まずは都道府県を名実ともに完全自治体とすることが先決であり、基礎自治体と一体となって、どこまで充実した地方自治を実現できるかが、府県改革のポイントである。

・分権改革という脈絡で道州制を位置付けようとする場合には、内閣法で定められた主任の大臣による分担管理の仕組みにメスを入れられるかどうかということが、隠された重要なポイントではないか。

- ・道州制というのは、この国の形に関わる問題なので、覚悟を持って取り組む必要がある。
- ・都道府県のあり方は、このままではもう限界にきている。このままでは都道府県の存在理由がもうもたなくなっている。
- ・グローバルゼーション、特に東南アジアにおける日本の行く末を考えたときに、一極集中は危ない、リスクであり、道州制のまとまりの中で、圏域間の相互のネットワークづくりというものが、これからはメインになってくるのではないかという見通しに立っている向きがある。
- ・三重県には三重県のその独自性を踏まえた、これからの広域自治体の制度設計があってしかるべきであり、政令指定都市である札幌市と同じ人口を持つ三重県は、三重市という発想があってよい。
- ・28次地制調が道州制でまとめたのは、平成の大合併の予想外の進展と、現行の都道府県が限界に来ているという委員間の共通認識である。
- ・住民自治というものは、コミュニティーレベルにその原点、拠点を求めようとしており、そういう準政府と呼んでいるものへのホットな関心がにわかに固まってきている。

(3)各府省の共通した主張に対する当委員会の考え ... 地方分権への「懸念」の克服

地方六団体からの支障事例などに対する各府省の回答や委員会での主張において、国が直接権限を行使する理由、地方自治体の行政決定に対する関与を行わなければならない理由、あるいは遵守すべき全国統一的な基準を定めておかなければならない理由などが共通して示された。

当委員会としては、これらの多くの府省で共通した主張は、分権型社会にふさわしい国と地方の関係を踏まえた以下のような考え方から、いずれも本来地方自治体が自主的に判断を行うべき領域に国が介入することの理由とはならないと考える。

「統一性」の観点に対する考え方

地方自治体が行う事務については、国において事務処理の適正性を特に確保する必要があるものでも、法律などで明確な基準を定めていれば、国が個別に関与するまでもなく統一性が十分担保できるものとする。

また、国が基準を定める場合であっても、全国ベースで統一性を確保しようとする範囲は極力限定的にすべきであり、あくまで基準は「標準を定めるもの」とし、地方自治体の創意工夫の余地を認める方式とすることが住民サービスの向上にもつながる。

地域的特性により事情が異なるなかで、形式的・画一的に措置することは、地方自治体による創意工夫の余地を狭め地方の活力を制約するとともに、住民との関係でも不公平を生む側面があることも否定できない。

また、「統一性」の確保とあわせて「セーフティネット」の必要性を主張するものが多い。これに対しては、「ナショナルミニマム」ではなく「ナショナルスタンダード」のレベルをセーフティネットとしていないかを検証する必要がある。また、地域的特性により事情が異なるなかで、全国均一の質でセーフティネットを確保すべき分野は限定的と考える。

「広域性」の観点に対する考え方

広域性の観点を重視し、国が直接実施したり、国が関与する仕組みにこだわることは、他方で、地方の現場の多様性や実情の違いを軽視し、地方の創意工夫を損なうことにつながる。

都道府県間の調整あるいは情報共有が難しいことを前提に、国が直接実施したり、国が関与するのではなく、都道府県を越えた広域調整の仕組みのあり方を積極的にまず模索すべきである。補完性の原理にもとづけば、地域の実情を熟知した地方自治体である市町村や都道府県で対応できる仕組みの構築を優先すべきである。さらに、国による広域調整がどうしても必要な場合であっても、協議や同意を義務付けるのではなく、相互に対等の政府間関係であることを前提とし、報告や届出にとどめて事後にチェックができるようにすることを基本とすべきである。

経済社会環境が大きく変化するなかでは、より地域に近いレベルで相互に調整す

る方が環境変化に伴う互いの事情やニーズも的確かつ敏速に認識しやすい。例えば、土地利用等地域の面的な取組みは、国ではなく地方自治体間相互の連携で対応することがより適切であると考える。

地方自治体が相互に調整し広域で連携する取組みが拡大し、各分野における事例も蓄積されてきている。この意味で、広域性の観点の必要性が直ちにそれを担う主体として国が不可欠であるとする理由にはならない。

「専門性」の観点に対する考え方

本来、国においては、グローバル時代に対応する広い視野から専門性を発揮することが求められている。地域に関する行政は、専門的なものであっても可能な限り地方へゆだねるべきである。それが地方として専門性の向上に努める意欲を促すことにつながる。

専門性の観点から国が専属的に権限行使をする必要があると主張される場合があるが、地方自治体においても能力、設備面で専門性を確保することは可能である。

仮に地方自治体において十分な専門性が確保できない場合であっても、専門性を有するとされる国の組織や職員を地方自治体に移管することによって対応することが可能である。また、専門性の観点から、地方自治体に対して特定の機関又は職を設置することを義務付ける必置規制が設けられることもある。そのような場合であっても、専門性を有する職員が地方自治体に配置されていれば足り、必ずしも「特定の機関又は職」である必要はない。

各府省に共通した以上の主張は、「二重行政」などと指摘される要因にもなっていると考えられる。「二重行政」の問題を考える場合も、財・サービスの供給者たる国の視点から考えるのではなく、住民のニーズに合ったものか財・サービスの受け手の視点から考える必要がある。

以上のとおり、国による直接実施や関与などが認められる場合は極めて限定的に解すべきであり、国の役割について決定的な論拠が示されないものについては、地域・住民から見た行政の重複を排除し、地方自治体の実質的な決定権限を高めていくべきと考える。

国の出先機関の大胆な見直し

平成19年5月25日

伊藤 隆 敏

御手洗富士夫

八代 尚 宏

地方分権を進めるにあたって、国の出先機関の見直しは不可欠である。また、国家公務員33万人のうち、約7割の21万人は出先機関にいるため、政府機能の根本的な見直しの観点からも、ここにメスを入れる必要がある。

見直しにあたっては、国の果たすべき役割を限定し、それ以外の事務は地方へ移譲することが必要である。その作業のため、出先機関の分類を試行的に行った。以下は、その作業への提案である。地方分権改革推進委員会におかれては、これを一案として、国の出先機関の抜本改革を検討し、提案していただきたい。

1. 事務の分類

A. 国に残すもの（注）

i) 国家としての存立に直接関わる事務（例：税関、防衛）

ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務
（例：航空管制、気象台）

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの（例：労働基準監督）→ *仕事と人員の移譲を検討*

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの
（例：交通基盤整備、廃棄物対策）→ *地方移譲によって人員の縮減が可能*

注：地方分権改革推進法第5条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・・・又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い・・・（以下、略）

2. 試行的分類の結果（別表参照）

- ・ 現在、出先機関が行っている事務のうち、同様の事務を地方自治体が行っているもの（分類C）が多く、合理化の可能性が大きい

3. 今後の見直しにあたっての課題

- ・ 出先機関の事務分類と地方への移譲を行うにあたっては、併せて次の点の検討が必要である
 - ① 国と地方の役割分担の見直し
出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務（権限）を移す必要
 - ② 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応をどうするか
 - ③ 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

国の出先機関の大胆な見直しの視点

別表

○「行政機関組織図（人事院）」等により、一定の仮定の下に作成したもの

【区分】

A. 国に残すもの

- i) 国家としての存立に直接関わる事務
- ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの

【検討課題】

(1) 国と地方の役割分担の見直し

出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務(権限)を移す必要

(2) 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応

(3) 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

府省等名称		職員数(注) (平成17年度末)	A	B	C	備考
内閣府 (1,039)	沖縄総合事務局 ・公取・財務・農水・経産・国土等の地方支部局としての事務	1,039	-			・他の支分部局と連動して見直す必要がある
宮内庁 (77)	京都事務所 ・京都御所や陵墓地などの国有財産の管理	77	i			
公正取引委員会 (166)	地方事務所 ・独占禁止法・景品表示法等に関する相談、届出の受付、被疑行為への調査	166	i			
国家公安委員会 (4,546)	管区警察局 警察通信部(北海道・東京都) ・府県警察の監察、広域捜査の調整等 ・情報通信での広域的支援(情報通信部)	4,546	ii		ii	
総務省 (2,413)	管区行政評価局等 ・国の行政に関する現地調査、行政相談委員への支援・指導	903	ii			・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	総合通信局	1,465				
	沖縄総合通信事務所 ・電気通信事業の規律・監督、放送局の許認可等	45		○		

法務省 (15,758)	地方法務局等 ・登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務	11,622			○ ・住民基本台帳は市町村の事務であり、登記、供託業務なども地方公共団体に管理・執行可能 ・入国後の外国人の在留管理は地方公共団体に管理・執行可能ではないか
	矯正管区 ・矯正施設や矯正職員に関する庶務事務	171	i		
	地方更生保護委員会 ・仮出獄等の許可、保護観察の取消	258	i		
	保護観察所 ・保護観察の実施	1,141	i		
	地方入国管理局 ・出入国管理、外国人の難民認定、在留管理	2,566	i		
公安調査庁 (1,136)	公安調査局等 ・破壊的団体の調査	1,136	i		
財務省 (13,282)	財務局 ・予算執行調査・災害復旧事業費の査定立会 ・地方公共団体への財政融資資金貸付 ・国有財産の管理 ・有価証券届出書の審査、証券取引等の監視 ・公認会計士試験の実施	4,817	ii ii i i ii		
	税関 ・通関手続・密輸などの取締り ・関税などの徴収	8,465	i i		
国税庁 (54,696)	国税局・税務署 ・税務調査、内国税の徴収、査察調査 ・税務相談 ・税理士試験の実施	54,696	i ii ii		
文部科学省 (7)	水戸原子力事務所	7	ii		
厚生労働省 (23,652)	地方厚生局 ・麻薬・覚せい剤等の取り締まりに関する事務 ・複数の都道府県にまたがる医療法人の許認可 ・地方公共団体向け補助金執行事務 ・公費負担医療を伴う医療機関の指定、監督 ・民生委員・児童委員の委嘱等	625		○ ○ ○ ○ ○	○ ・警察は都道府県の事務であり、麻薬・覚せい剤の取り締まりなども地方公共団体に執行可能 ○ ・政令等で基準を定め、都道府県の許認可に全国通用権を付与すれば、地方公共団体に執行可能

厚生労働省 (続き)	都道府県労働局	6,199		○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・労基署及び職業安定所の指揮・監督 ・個別労働関係紛争解決制度に関する事務 ・労働保険に関すること(保険料の徴収など) 	4,664		○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能
	労働基準監督署			○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談 ・労働保険に関すること(労災保険給付など) ・統計調査(賃金構造基本統計) 	12,164		○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
	公共職業安定所(ハローワーク)			○	・公共職業安定所(ハローワーク)については、市場化テストを実施予定
社会保険庁 (16,495)	社会保険事務局	16,495		-	・社会保険庁は、非公務員型の法人化などの改革が決定済み。
中央労働委員会 (30)	地方事務所	30		○	
農林水産省 (18,176)	地方農政局	17,362			
	北海道農政事務所	404			
	北海道統計・情報事務所	410		○	・食品の安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のための監視・指導 ・農協等の検査・指導 ・農業農村整備事業等の実施 ・統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供 			○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
林野庁 (5,073)	森林管理局・署	5,073	i		
	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野の管理・運営 ・森林治水事業、地すべり防止事業の実施 ・林業経営統計関係業務 			○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
水産庁 (174)	漁業調整事務所	174			
	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等 ・外国漁船の寄航許可 			○	・警察は都道府県の事務であり、密漁の取り締まりなども地方公共団体で執行可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の許可等についての連絡調整 ・都道府県の範囲を超えた広域的な資源回復計画の策定・実施のための連絡調整 ・漁業経営統計関係業務 			○	・一般船舶の寄航許可は都道府県知事が出しており、漁船のみ地方支分部局で行う必要性はない
				○	・計画策定などの基本的方針は本省で行うべきであり、地方支分部局における経路事務は不要
				○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い

国土交通省 (続き)	地方運輸局	4,589				<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業の登録、指導監督 ○ ・観光振興施策の推進 ○ ・観光業者の登録、指導監督 ○ ・鉄軌道・自動車交通・海事に関する安全確保 ○ ・鉄道事業等の許認可、監督 ○ ・バス事業、タクシー業、トラック業等の許認可、監督 ○ ・バス事業等に対する助成事業 ○
	地方航空局	4,718				<ul style="list-style-type: none"> ・地域空港の整備に関する企画立案・調整 ○ ・不定期航空運送事業、航空機使用事業 ii ・管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施 ii ・航空機の安全運航の確保、航空管制に関する企画立案・実施、航空保安施設整備 ii
	航空交通管制部等	1,291				<ul style="list-style-type: none"> ・航空管制、飛行経路の承認、在日米軍との調整 ii
	気象庁 (4,188)	管区気象台等	4,188	ii		
海上保安庁 (10,728)	管区海上保安本部	10,728	i			・警察は都道府県の事務であり、海上保安庁の業務も地方公共団体に執行可能ではないか
環境省 (369)	地方環境事務所	369				<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策 ○ ・地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動の推進、公害、化学物質対策 ○ ・自然環境の保全対策 ○ ・野生生物対策 ○ ・国立公園等の現地管理 ○
防衛施設庁 (2,551)	防衛施設局	2,551	i			
		【定員】				A 97,707 ~ 108,537
		215,831				B+C 90,799 ~ 101,629 ※社会保険庁の職員を含まない

(参考)

人事院 (177)	地方事務局・沖縄事務所	177				<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の採用試験、研修、相談の実施 i ・国家公務員の給与、勤務時間・休暇、災害補償、身分保障、服務・懲戒等に関する指導・援助・調査 i
--------------	-------------	-----	--	--	--	--

(注)平成17年度末定員であり、独立行政法人化などの改革が行われる予定の定員を一部含んでいる。

I 道州制検討の前提

道州制を検討する前に、現在の広域行政単位としての府県制度を検証し、地方分権改革の推進のため、また新たな行政需要や国際・社会情勢の変化へ対応するため、現行の府県制度では対応できないのか、現行制度をどのように手直しすればよいのか、等現行の府県制度を前提とした議論を十分行うべきである。

II 道州制一般

1 道州制の目的・意義

- 「中央集権型行政システム」から、地方公共団体が自己決定と自己責任を基本とした地域社会の実現を目指す「地方分権型行政システム」への転換を目的とする。
- 中央省庁の解体再編を含む国家構造を抜本から変革し、国と地方との二重行政の解消により行政の効率化を図るとともに、人件費の削減や行政コストの大幅な縮減による行政のスリム化・スピード化を実現する。
- 地域の個性や資源を有効に活用し、自らの創意工夫のもとで活力を維持・向上させる。

2 道州内における自治体構造

道州の自治体構造は、道州と基礎自治体の二層制となり、現行の府県は廃止されることとなるが、住民と道州の距離が遠くなり、民意が伝わりにくならないよう配慮する必要がある。

3 国・道州・基礎自治体の役割分担・権限移譲

分権型社会の実現のためには、国と地方の役割分担を見直し、国が本来的に果たすべき役割を除き、内政に関する権限は原則として地方に移譲すべきである。そのためには、地方支分部局の廃止・縮小を含む中央省庁の大規模な再編が必要であり、その際、単なる実施権限だけではなく、決定権限も併せて担うことが必要である。

4 道州制における税財政制度

道州が財政的な自立が可能となるよう地方固有財源である地方税の充実を図ることがまず重要である。
地方税源を充実しても、各道州間や道州内基礎自治体間における財政格差は依然として残ることが予想されるため、適切な財政調整制度(例えば「地方共有税」の導入など)を検討する必要がある。

5 住民への啓発の徹底等道州制への移行の際の留意点

道州制について幅広い国民的な議論を展開することが最重要課題であり、道州制のメリット・デメリットを具体的に提示し、道州に対する共通した具体的イメージを示すべきである。
道州制の移行にあたっては、国と府県と市町村の協議のみならず、住民、関係団体との協議の場も必要である。また、議会に関わりも必要である。

6 道州の区域

道州の区割は国が一方的に決めるのではなく、地方と十分協議して決定する。その際、住民との協議、住民投票の実施など、住民の意見も尊重する方策を検討すべきである。
州都の位置については、条例により自主的に定めるべきである。

III 道州の統治機構

1 道州制の統治機構

広範な権限を有する道州の長に対峙する議会は、長と適正な均衡と抑制関係を有するとともに、より政策的なリードを行えるよう、政策立案機能・監視機能・住民代表機能等各種機能の充実強化が図られなければならない。
統治機構の選択肢としては、議会の権限を強化した二代表制、または議員が執政権に参与する議院内閣制が考えられる。

2 道州議会の権限

道州議会は現在の議会に与えられている監視機能、住民代表機能をさらに充実するとともに、「地方政府」たる道州の政策決定機関としてさまざまな民意を代表して道州の進むべき道を示すため、議会制度は、より立法機能を強化し政策提言型の仕組みとする必要があり、議員にもそれに相応しい活動基盤を考えなければならない。

3 道州議会の構成

道州議会の議員定数については、道州の条例で定めることができることとすべきである。

4 道州議会の選挙制度

道州議会の選挙制度の選択肢としては、① 政党本位の選挙制度である比例代表制、② 地域代表としての性格が強い小選挙区、中・大選挙区、③ 比例代表制と選挙区制の組み合わせ、が考えられる。なお、選挙制度は統治構造を二代表制とするか、議院内閣制とするかによって変わってくる。

5 道州の行政組織

行政組織について道州が条例により自主的に決定できるようにすべきである。また、長の権限を抑制する方途としての多選禁止や、あわせて行政委員会制度による執行機関の多元主義のあり方についても検討すべきである。

1. 三重県議会としての道州制に対するスタンス

道州制の導入の流れが定まる前に、検討会を立ち上げて議員による調査・検討を行い、導入される場合の対応について議会としての方向性を探る。

（1）内部環境

- ・2000年の地方分権一括法によって国からの機関委任事務がなくなり、都道府県はようやく完全自治体となった。
- ・三重県議会は、県民のための議会改革を進めており、これから他の自治体に先駆けて、本来の団体自治をスタートさせようとしているところ。
- ・その時期に、都道府県の廃止につながりかねない道州制には、慎重に対応すべきとの意見がある。
- ・さらに、道州制の導入は地方分権が進んだ後の話とか、市町村合併がさらに進んだ後の考えもある。

（2）外部環境

- ・しかし、政府、一部の政党、経済団体や知事会においては、道州制の導入に関する議論が活発に行われており、それらの報告等はすべて都道府県の廃止を明記。
- ・また、政府では道州制担当大臣が置かれ、各界では、さらなる検討が進められており、それぞれが導入すべきと考える道州制のイメージ、メリットやロードマップを明らかにする作業を継続中。
- ・一方、政府では、都道府県が基礎自治体とは異なり憲法ではなく、地方自治法によって定められた団体であるとの見解をもち、同法の改正によって、法的には簡単に道州制に移行が可能と判断。
- ・加えて、現在の国・地方を通じた危機的な財政状況から、道州制の導入による財政的なメリットが強調され、国の財政改革の一環として国政レベルだけで導入が決定されてしまいかねない危うさを孕む。

（3）課題

- ・道州制そのものに対しては、議員それぞれでイメージの違いがあり、導入への賛成・反対があり、現状では議会として意思の統一は困難。
- ・しかし、道州制が導入されることになれば、正しく当事者となる三重県議会自身は、県民にとって現行の都道府県制よりもメリットを最大にデメリット

トを最小にすることが使命。

(4) 対応

・そのためには、道州制の導入の流れが定まる前に検討会を立ち上げ、各界における道州制の動き等の調査・検討を行って共通認識を深め、導入される場合の対応について議会としての方向性を探るべきと判断。

2. 分科会における調査

第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」

自由民主党道州制調査会「道州制に関する第2次中間報告」

全国知事会「道州制に関する基本的考え方」

日本経済団体連合会「道州制の導入に向けた第1次提言」

三重県議会事務局「道州制と道州議会に関する報告書」

最近の道州制の動向

三重県の道州制に対する考え

〔 県内市町の道州制に対する考え 〕

3. 三重県議会における道州制の検討の視点

(1) 三重県の自己評価

評価すべき点

- ・ 広域的・補完的事務（地域開発、基盤整備、公害対策、条件不利地域対応）
- ・ 政策提案・先導機能（同上）
- ・ 地方自治、地域社会の変化への広域的な対応（過疎過密問題）
- ・ 計画調整的機能、国施策の地域への媒介、広域的観点からの総合調整機能
- ・ 以上のものを含め、三重県は県民に認知され、自治は県民の間に定着課題
- ・ 社会経済環境の変化
- ・ 地方分権改革とそれに関連する議論によるもの
 - a. 県域と経済圏・生活圏との合理性
 - b. 都道府県間の人口規模、経済活動の格差
 - c. 都道府県自体の性格の曖昧さ
 - d. 市町事務との競合（福祉、教育、文化、コミュニティ政策など）
 - e. 事務における独自性の努力の一方で、全国的に極めて画一的
 - f. 本当に完全自治体となったのか。
 - g. 市町への分権に伴う存在価値の低下
 - h. 市町村合併による広域的・補完的事務の減少と空洞化

i. 県民から遠い存在の都道府県

(2) 県民の視点からみたメリット・デメリット

メリット

- ・住民の生活は豊かになるのか
- ・経済は発展するのか（自立的で多様性のある産業が発展することで、地域経済が発展？）
- ・透明性の高い効率的な行政の実現となるのか、中央集権システムは改革できるのか（二重行政の廃止、地方分権の推進による県民負担の減少）
- ・優秀な人材を育成できるようになるのか
- ・国際的に認知されるエリアとなれるのか
- ・以上のことは、三重県や隣県との連携あるいは隣県との合併では実現できないのか

デメリット

- ・三重県域は州内の辺境の地と成り果てるのではないか（州内格差）
- ・三重県と県域内に育まれてきたアイデンティティを保全していけるのか
- ・州内での一極集中が起きるのではないか
- ・これまでの県境で発生してきた事務の支障が、これからは州境で発生することになるだけではないか
- ・これまでの国内での画一化の動きが州域内での画一化に変わるだけではないのか
- ・県域で事業を展開している企業はどうするのか（ex.金融・情報・交通産業）

(3) 県内市町村の合併の評価

- ・果たして県の機能すべてを市町に移譲できるか、更なる市町合併を推進するのか
- ・小規模市町の補完をどうするか、県の補完を代替するシステムはあるか

4. 三重県議会としての今後の取組

(1) 道州制分科会のあり方

各界において、次のとおり検討が進められている。

政府：来年3月に国のビジョン懇談会から中間報告が、3年後には最終報告が出されること、

政界：自民党の道州制調査委員会が今秋から道州制調査推進本部に格上げとなって再スタートしたこと、

知事会：「道州制特別委員会」と同委員会の下に設置されたプロジェクト

チームにおいて検討を継続していること、

経済界：経団連が来年秋を目途に第2次提言を予定していること、

全国議長会：今年度末を目途に報告書を取りまとめること

以上のように、今後も各界において道州制の検討が継続される見込みであることから、三重県議会としてもそれらの動向を注視しながら、引き続き調査検討を行い、節目節目で声を上げていく必要があるのではないかと。

よって、来年度においてもこの分科会は、形を変えらるゝとしても引き続き存続させることが適当ではないかと。

(2) 今後の課題

以下の項目について、継続的な検討が必要ではないかと思われる。

基礎自治体の補完、基礎自治体間の調整など広域行政のシステム構築
州内過疎地とならないための仕組み

三重県と県域内のアイデンティティの保全の方法

移行時の県民、市町参加（意思表示）の仕組み

道州制における統治機構と議会・選挙のあり方